



月2回刊=1649号  
2024年5月30日 発行  
発行日 毎月15日30日  
発行所  
盛岡市内丸九番1号  
岩手県庁内  
岩手県職員労働組合  
印刷所  
盛岡市上田二丁目17-4  
有限会社 ジョー印刷企画  
一部 40円  
組合員購読料は組合費に含む

# 県職連合第36回・県職労第132回定期大会 みんなで討論・決定・行動を

運動方針のポイント

県職労は6月1日、定期大会を開催し、2024年度運動方針を議論する。昨年度の運動の到達点を振り返るとともに、「みんなで討論、みんなで決定、みんなで行動」する運動の強化・拡大を図り、職場実態点検や組合員との討論を通じて職場課題を明らかにする中で「譲れない要求」を積み上げ、要求の実現に向けて一人一人が積極的に結集する組織づくりをめざす。そのための運動方針を提起し、代議員の討論による方針の補強をめざす。



▲昨年度の定期大会の様子

《①組織強化》  
運動の原点は「職場」であり、働くことでしか生活できない労働者にとって、職場改善は重要。県職労全体の取り組みを進めるため分會・支部体制の早期確立をめざす。

《②賃金・労働条件改善・生活向上》  
勤務意欲を維持できる賃金改善や、若年層の初任給改善（初任給格付改善を含む）、昇給・昇格運用の改善等の要求を掲げ、各闘争を取り組む。また、通勤手当、住居手当の改善を求めていく。



▲交渉に臨む県職労交渉団

《③権利向上》  
権利の完全行使・履行を追求する。カスタマーハラメント（カスハラ）の実態を点検し、改善を図る。労働基本権の確保に向けた学習、県職労顧問弁護士との連携・協力を図る。

《④人員確保》  
分會基礎調査を基に、職場ごと職種ごとの丁寧な人員配置状況の分析を行いながら、根拠をもった人員要求を行う。欠員状況を常に明らかにさせ、欠員や慢性的な人員不足の早期補充を求める。

《⑤民主的な地方自治確立》  
2025年7月予定の参議院議員選挙比例代表について、県職労でも既に推薦決定した自治労組織内「岸まさき」の必勝に向け、組合員等の支持拡大に全力を挙げる。

《⑥賃金・諸手当改善》  
勤務意欲を維持できる賃金改善や、若年層の初任給改善（初任給格付改善を含む）、昇給・昇格運用の改善等の要求を掲げ、各闘争を取り組む。また、通勤手当、住居手当の改善を求めていく。

《⑦権利向上》  
権利の完全行使・履行を追求する。カスタマーハラメント（カスハラ）の実態を点検し、改善を図る。労働基本権の確保に向けた学習、県職労顧問弁護士との連携・協力を図る。

《⑧人員確保》  
分會基礎調査を基に、職場ごと職種ごとの丁寧な人員配置状況の分析を行いながら、根拠をもった人員要求を行う。欠員状況を常に明らかにさせ、欠員や慢性的な人員不足の早期補充を求める。

《⑨民主的な地方自治確立》  
2025年7月予定の参議院議員選挙比例代表について、県職労でも既に推薦決定した自治労組織内「岸まさき」の必勝に向け、組合員等の支持拡大に全力を挙げる。

《⑩労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑪組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑫子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑬労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑭組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑮子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑯労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑰組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑱子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑳労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉑組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉒子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉓労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉔組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉕子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉖労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉗組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉘労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉙組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉚子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉛労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉜組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉝子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉞労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉟組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊱労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊲子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊳労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊴組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊵子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊶労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊷組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊸労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊹子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊺労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊻組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊼子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊽労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊾組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊿労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊽子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊾労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊿組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊽子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊾労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《①組織強化》  
運動の原点は「職場」であり、働くことでしか生活できない労働者にとって、職場改善は重要。県職労全体の取り組みを進めるため分會・支部体制の早期確立をめざす。

《②賃金・労働条件改善・生活向上》  
勤務意欲を維持できる賃金改善や、若年層の初任給改善（初任給格付改善を含む）、昇給・昇格運用の改善等の要求を掲げ、各闘争を取り組む。また、通勤手当、住居手当の改善を求めていく。

《③権利向上》  
権利の完全行使・履行を追求する。カスタマーハラメント（カスハラ）の実態を点検し、改善を図る。労働基本権の確保に向けた学習、県職労顧問弁護士との連携・協力を図る。

《④人員確保》  
分會基礎調査を基に、職場ごと職種ごとの丁寧な人員配置状況の分析を行いながら、根拠をもった人員要求を行う。欠員状況を常に明らかにさせ、欠員や慢性的な人員不足の早期補充を求める。

《⑤民主的な地方自治確立》  
2025年7月予定の参議院議員選挙比例代表について、県職労でも既に推薦決定した自治労組織内「岸まさき」の必勝に向け、組合員等の支持拡大に全力を挙げる。

《⑥賃金・諸手当改善》  
勤務意欲を維持できる賃金改善や、若年層の初任給改善（初任給格付改善を含む）、昇給・昇格運用の改善等の要求を掲げ、各闘争を取り組む。また、通勤手当、住居手当の改善を求めていく。

《⑦権利向上》  
権利の完全行使・履行を追求する。カスタマーハラメント（カスハラ）の実態を点検し、改善を図る。労働基本権の確保に向けた学習、県職労顧問弁護士との連携・協力を図る。

《⑧人員確保》  
分會基礎調査を基に、職場ごと職種ごとの丁寧な人員配置状況の分析を行いながら、根拠をもった人員要求を行う。欠員状況を常に明らかにさせ、欠員や慢性的な人員不足の早期補充を求める。

《⑨民主的な地方自治確立》  
2025年7月予定の参議院議員選挙比例代表について、県職労でも既に推薦決定した自治労組織内「岸まさき」の必勝に向け、組合員等の支持拡大に全力を挙げる。

《⑩労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑪組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑫子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑬労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑭組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑮子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑯労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《⑰組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑱子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《⑲組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《⑳子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉑労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉒組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉓子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉔労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉕組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉖子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉗労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉘組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉙子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉚労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉛組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉜子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㉝労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㉞組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㉟子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊱労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊲組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊳子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊴労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊵組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊶子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊷労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊸組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊹子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊺労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊻組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊼子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

《㊽労働環境改善》  
職場で勤務する職員の負担を最小限とするため、在宅勤務は原則週1日まで今年6月から拡大施行

《㊾組合員生活支援》  
死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

《㊿子育て支援》  
子ども教育資金のための積み立て制度

定期募集のお申込み期限が近づいております!!

## じちろうセット共済

遺族附加年金共済 あとおし

じちろうセット共済

自治労共済生協組合員専用の  
割安な掛金・充実の保障

掛金 スケールメリットで割安な掛金を実現!  
毎年の決算で剰余が生じた場合は割り戻し金も。

保障 死亡・入院・通院保障はもちろん、  
がん保障・先進医療等まで幅広くカバー。

団体生命共済

早期開始とご得!  
退職後の年金  
のための  
積み立て制度

長期共済

税制適格年金

子ども教育資金  
のための  
積み立て制度

遺族附加年金共済 あとおし

死亡・高度障がい時の家族の生活を保障します。  
詳細はパンフレット（右QRコード）からご確認ください。

団体共通ID: a0000624  
パスワード: c1tn2659

https://be4.meijiyasuda.co.jp/

年に一度の定期募集です。  
ご検討されている方はお忘れなくお申込みください。

最終申し込み  
**6月14日(金)まで**  
(支部によってはこれより早い場合もあります)

### 第五世代

人の第一印象は出会って数秒で決まる、という言葉を耳にしたことはありませんか。米国の心理学者アルバート・メラビアンの1971年に行った「メラビアンの法則」が有名です。第一印象は出会って数秒で決まる▼要素は「視覚55%、聴覚が38%、言語が7%」の割合で「7:38:55のルール」と言われています▼視覚については、相手の態度や表情、目線や仕草といった外見から受け取る情報が大半を占める。TPOに応じて服装や髪型を整えるだけでも、相手の受け取る印象が変わります▼聴覚は、相手が話している声のトーンや話す速さ、話し方から得られる情報で、第一印象は38%とされています。この2つの要素だけで第一印象のうち9割以上は非言語の情報が占めています▼職場内でも人といかに接するかという観点については、第一印象が重要となります。労働組合では、仲間を作る活動もしており、垣根を超えた世代との交流もあり安心して仲間と社会人生活を過ごしてほしいです。職場の先輩から労働組合加入の声かけを促進し、加入に繋げていただき一緒に活動して欲しいです。

# 第35回反核・平和の火リレー開催 平和の灯をリレーでつなぎ、走ります!

平和友好祭運動の取り組みの1つとして6月7日(金)～9日(日)にかけて第35回反核・平和の火リレーが開催されます。

コース	6月7日(金)	二戸市堀野近隣公園～二戸地区～盛岡紫波地区～やはばーく
	6月8日(土)	徳丹城跡～盛岡紫波地区～花巻地区～北上地区～金ケ崎町役場
	6月9日(日)	金ケ崎町役場～胆江地区～一関地区～一ノ関駅前

左記のコースを平和の灯をトーチに掲げ、リレーでつなぎ、走りますので、沿道で見かけた際は声援をお願いします。

### 反核・平和の火リレーとは?

広島平和公園にある平和の灯をトーチに掲げ、「核のない平和な社会の実現」「平和行政の推進」などを訴えながら、岩手県内を3日間かけてリレーでつなぎ、縦断する取り組みです。



▲釜石支部での会計年度任用職員学習会のようす

4月17日、会計年度職員  
の学習会を開催。  
「会計年度任用職員の処  
遇改善について」昨年度の  
成果について説明をした。

月例給は、若年層に重点を置きつつも全年齢層の引き上げとなり、4月に遡及して差額が支給された。これまでの間、ボーナスは期末手当のみの支給だったが、今年からは、期末手当・勤め手当の合計額が支給される。  
制度の取扱いについては、常勤職員の扱いとの均衡を踏まえて定める必要がある。成績率は、人事評価の結果反映のため、評価によって支給率が変動する。  
また、今年度から夏季休暇の取得時期が6月から10月までの期間に拡大した。

## みんなで学習・みんなで復習

### 釜石支部 会計年度任用職員学習会を開催

夏に繁忙期になる職員も休暇が取得できるよう、心身の健康増進や家庭生活の充実を図っていただきたい。  
釜石支部では、毎年学習会を開催する流れが確立されており、今後も労働条件等について継続し、学習会を開催していく。  
学習を通して組合に加入をしてくれる仲間が増えていきます。他の支部でも是非学習会を開催してください。

## 真っ赤ないちごみつけた!

県庁・盛岡支部でいちご狩り交流会を開催

### 参加者の声

初めて参加しましたが、とても楽しかったです。また参加したいです。

盛岡支部、12日に県庁支部で、八幡平市「彩花園」にて、いちご狩り交流会を開催した。多くの組合員とその家族が参加し、「さがほのか」、「紅ほっぺ」、「かおり野」、「おいCベリー」の4種類のいちごを楽しみました。

### 参加者の声

例年に比べ大きないちごが多く、「100個以上食べた!」と娘も大満足でした。



▲5.11に行われた盛岡支部での交流会のようす



▲5.12に行われた県庁支部での交流会のようす

夏季休暇については、夏季が繁忙期にあたる職員等、7月～9月の夏季休暇取得可能期間中に十分に取得できない状況があり、県職労で取得可能期間の拡大を要求してきた。その結果、今年から取得可能期間が2か月間拡大し、6月～10月の期間で取得可能となった。  
夏季休暇は、職員の権利です。計画的に取得しリフレッシュしましょう!

## 『夏季休暇』取得可能期間

### 6月～10月に拡大!

	取得可能期間	備考
～2023.12.31	7月1日～9月30日	週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内
2024.1.1～	6月1日～10月31日	週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内

## 県職労総合共済

# 無料法律相談事業のお知らせ

県職労総合共済では、組合員と家族の生活支援及び不安解消のため、顧問弁護士による無料法律相談事業を実施し、1事案につき初回に限り、無料で法律相談を受けられる仕組みを設けています。

### 相談の流れ

- 「法律相談を受けたい」旨、県職労本部へご連絡ください。  
(相談案件を確認するもので、詳細内容をお話いただく必要はありません)
- 県職労本部から弁護士へ相談の連絡をします。
- 相談者から直接弁護士へ相談いただきます。



山中法律事務所  
山中 俊介 弁護士

※無料となるのは初回相談のみです。継続的な相談や具体的な対応に関する費用は、相談者の負担となります。

## 退職後のための積み立て

# 長期共済

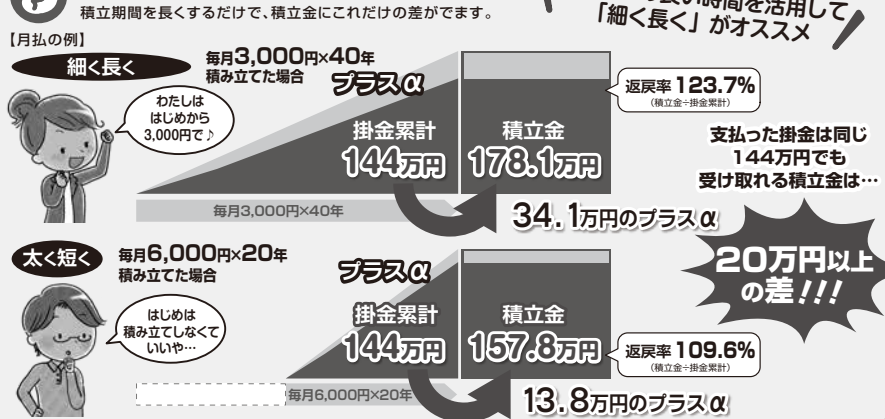
## 今から始めて賢く積み立て!

月払:1口3,000円 半年払:1口18,000円  
限度口数:月払と半年払あわせて50口まで

## 今から始める、未来の自分へのプレゼント

●月払:1口3,000円あたり (単位:円)				●半年払:1口18,000円あたり (単位:円)			
積立年数	掛金累計	積立金(解約返戻金)	返戻率	積立年数	掛金累計	積立金(解約返戻金)	返戻率
5年	180,000	180,700	100.4%	5年	180,000	181,100	100.6%
10年	360,000	372,000	103.3%	10年	360,000	372,900	103.6%
20年	720,000	789,100	109.6%	20年	720,000	791,000	109.9%
30年	1,080,000	1,256,700	116.4%	30年	1,080,000	1,259,700	116.6%
40年	1,440,000	1,781,000	123.7%	40年	1,440,000	1,785,200	124.0%

## 積み立ては「早め」が効果的!



## 税制適格年金

## 年金専用の積み立てタイプの共済!

月払:5,000円コース or 10,000円コース  
半年払:30,000円コース or 60,000円コース

在職中の掛金は「個人年金保険料控除」の対象となり、節税効果も見込めます

例:月払5,000円コースに加入の場合  
個人年金保険料控除は所得税3.5万円と住民税2.8万円の所得控除が受けられます。仮に所得税率10%、住民税率10%とすると、個人年金保険料控除だけで年6,300円の税金が軽減されることになります。

所得税 3.5万円 × 10% + 住民税 2.8万円 × 10% = 年6,300円

※左記は試算であり、実際の節税額はその他の条件により異なる場合があります。

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

HP: <https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/>

くみん共済(全労済) 自治労共済  
自治労共済推進本部  
岩手県支部

自治労共済推進本部岩手県支部  
電話:019-656-8277

